

平成十一年厚生省・農林水産省令第二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第五十四条第一号及び第五十五条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令を次のように定める。

（輸入禁止地域）

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第五十四条第一号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる指定動物につき、相当下欄に掲げる地域とする。

指定動物	地域
イタチアナグマ、コウモリ、タヌキ、すべての地域 ハクビシン、ブレイリードング及びビヤ ワゲネズミ	すべての地域（試験研究機関又は動物園（感染症を人に感染させるおそれがない施設として厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定したものに限る。）において業として行われる試験若しくは研究又は展示の用に供されるものにあつては、次に掲げる地域を除く。） 一 アメリカ合衆国 二 インドネシア共和国、ガイアナ協同共和国、カンボジア王国、スリナム共和国、中華人民共和国、フィリピン共和国及びベトナム社会主義共和国

2 前項の表サルの項に規定する指定を受けようとする試験研究機関又は動物園の設置者は、厚生労働大臣及び農林水産大臣の定めるところにより、申請書に感染症を人に感染させるおそれがない施設であることを証する書類その他の書類を添付して申請しなければならない。

（禁止動物の輸入許可の手続）

第二条 法第五十四条各号に掲げる動物（以下この条において「禁止動物」という。）の輸入につき同条ただし書の許可を受けようとする者は、厚生労働大臣及び農林水産大臣による申請書を提出しなければならない。

2 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、前項の許可をしたときは、当該申請者に対し、別記様式第二号による輸入許可証明書を禁止動物一頭当たり一通ずつ交付する。

3 前項の輸入許可証明書の交付を受けた者は、これを発送人に送付し、当該禁止動物とともに、発送させなければならない。

（証明書に記載すべき事項）

第三条 法第五十五条第一項の厚生労働省令、農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 荷受人及び荷送人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 輸入しようとする指定動物の種類、性、年齢及び生産地又は捕獲地
- 三 輸入しようとする指定動物の搭載予定地、搭載予定年月日及び搭載予定船舶名又は搭載予定航空機名
- 四 その他参考となるべき事項

附 則

この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則（平成十二年二月二十八日厚生省・農林水産省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年二月二十二日厚生省・農林水産省令第四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十五年三月二十五日厚生労働省・農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年三月三十日厚生労働省・農林水産省令第六号）

この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成十七年三月三十日厚生労働省・農林水産省令第三号）

この省令は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成二十二年二月二十二日厚生労働省・農林水産省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年九月二日厚生労働省・農林水産省令第四号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和二年二月二十八日厚生労働省・農林水産省令第四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

別記

様式第一号(第二条関係)

(略)

様式第二号(第二条関係)

輸入許可証明書 IMPORT PERMIT CERTIFICATE	
輸入許可番号 Import Permit No.	
発行年月日 Date of Issue.	
<p>下記は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第54条本文ただし書の規定により輸入許可を受けたことを証明する。</p> <p>This is to certify that the undermentioned obtained the import permit under Article 54 of the Law concerning the prevention of infections and medical care for patients of infection.</p>	
申請者の住所氏名 Name & address of applicant	
指定動物の種類及び品種(学名) Species of animal (scientific name)	
荷送人の住所氏名 Name & address of consignor	
あて先及び動物検疫所 Destination and Animal Quarantine Service	
<p>注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記の指定動物の発送は、1頭ごとにこの証明書を添付してしなければならないこと。 2 荷送人は、上記指定動物をこの証明書とともに上記動物検疫所気付として発送すること。 3 荷受人は、上記指定動物を上記動物検疫所が行う検査を受けたのち受け取ること。 <p>Remarks</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. In shipping the above animal, this certificate shall accompany each animal. 2. The consignor shall address the above animal to the above Animal Quarantine Service along with this certificate. 3. The consignee shall receive the above animal after the completion of inspection at the above Animal Quarantine Service. 	
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan	農林水産省 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan

注意 用紙の大きさは、A4 とすること。